

令和8年9月から、ついに…

『保育料等の完全無償化』

を実施！！！！



市の独自政策として、“市内の全子育て世代の経済的支援”と共に
“子どもを産み育てやすい環境の充実”を図るため、0歳児から2歳児までの
保育料等を無償にし、**全児童の保育料を完全無償**にします。

★無償化は、**子ども及び子どもと生計を一にする保護者が、市内に住所を有し、
居住している**ことが条件で、**他市町村の施設を利用する（広域利用）子どもも対象**

△延長保育料、給食費、通園費、絵本代等は自己負担△

≪保育所・認定こども園等に入所している子ども≫

保育料の無償

◎対象者：0歳児から2歳児までの子ども

◎対象額：保育料を**全額無償**

※2号・3号認定の0歳児から2歳児までの給食費は保育料に含む。

※3歳児から5歳児までは国制度により無償

◎手続き：既に「保育の必要性の認定」を受けていれば不要



預かり保育料の無償

◎対象者：1号・新1号認定の満3歳に達する日以降、最初の3月31日
までの子どもで市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども

◎対象額：**利用日数×日額450円を上限に無償**

※上限額を超えた場合は自己負担

※3歳児（2歳児非課税世帯含む。）から5歳児までは国制度により無償

◎手続き：①市から「保育の必要性の認定」を受ける必要あり

②入所施設へ「委任状」の提出が必要

◎提出書類：①申請書 及び 保育の必要性が認められる書類

②市から施設へ直接支給を行うための委任状



裏面に続く

副食費の無償

◎対象者：幼稚園・認定こども園 **2歳児（満3歳）の1号・新1号認定子どものみ**

◎対象額：**月額5,100円 又は（255円/日×日数）の
いずれか低い額を上限に無償**

※上限額を超えた場合及び主食費（ご飯等）はそれぞれ自己負担

※3歳児からの副食費は国制度に基づき徴収又は免除

◎手続き：入所施設へ「委任状」の提出のみ必要



＜認可外保育施設等を利用している子ども＞

認可外保育施設等の保育料等

◎対象施設：認可外保育施設（事業所内保育施設等含む。）

企業主導型保育施設、一時預かり事業施設

◎対象者：**0歳児から2歳児までの子ども**で

市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども

◎対象額：**月額42,000円を上限に無償**

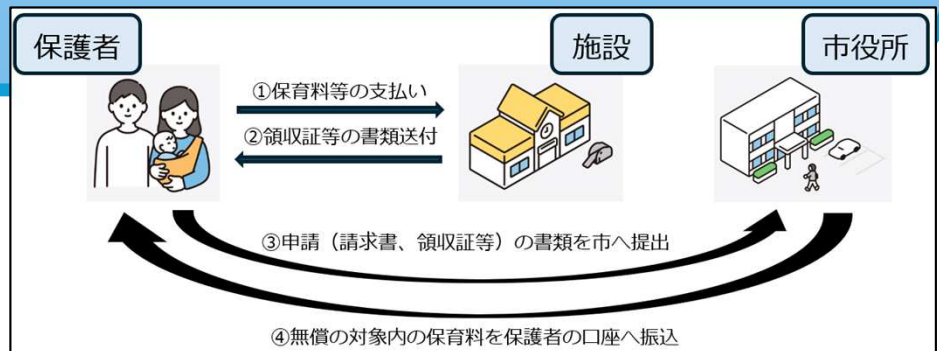
※上限額を超えた場合、給食費等はそれぞれ自己負担

※3歳児（2歳児以下非課税世帯含む）から5歳児までは国制度により無償

◎手続き：市から「保育の必要性の認定」を受ける必要あり

◎提出書類：申請書 及び 保育の必要性が認められる書類

◎支払方法：右図参照



【認可外保育施設等を利用する場合の条件】※一時預かり事業は②と③が条件

- | | |
|---|---|
| ① | 利用を概ね週3日以上 の保育等をする契約で、 契約期間を1か月以上として利用 すること |
| ② | 規則や要綱等で定める「 保育の必要性の認定 」に該当する世帯の子ども
※就労の場合、月48時間以上の就労が条件 |
| ③ | 認可施設（保育所・認定こども園等）に入所する子どもの併用利用は不可 |

◎問合せ先
鹿屋市 こども政策課（Tel:0994-31-1134）